

令和8年

10月～

いつでも、どこでも、簡単に納付 使用料などの支払いがもっと便利に!



10月以降、順次、市が発行する各種使用料などの納付書に『^{エル}eL-QRコード』が掲載されます。『eL-QRコード』が掲載された納付書は、『eLお支払いサイト』を利用すれば、クレジットカードやインターネットバンキング・スマホ決済アプリなど、さまざまな方法で自宅やオフィスなどから簡単に納付することができます。ぜひ活用ください。

問い合わせ 会計課会計係(☎35-0911)

『^{エル}eLお支払いサイト』とは?

地方税共同機構が運営する、全国の自治体の税金や地方税以外の地方公金を支払うことができるサイトです。

サイト上から納付書に掲載されている『eL-QRコード』を読み取り、クレジットカードやインターネットバンキング、スマホ決済アプリなどを利用して、地方税以外の地方公金(各種使用料など)の支払いを行うことができます。

利用できるスマホ決済アプリや利用方法などの詳細は、サイト(右記)をご覧ください。



利用方法

■「eLお支払いサイト」から納付する場合

- ① スマートフォンやパソコンにて「eLお支払いサイト」にアクセスする
- ② 納付書の **eL-QRコード** を読み取る、または **eL番号** を入力する
- ③ 読み取った内容を確認し、納付方法を選択して納付する

■スマホ決済アプリから納付する場合

- ① スマホ決済アプリを起動する
- ② 納付書の **eL-QRコード** を読み取る
- ③ 読み取った内容を確認、納付する

※eL-QRコードに対応している全国の金融機関でのお支払いも可能です。

納付書見本

The image shows a sample of a payment slip with three columns. The middle column is highlighted with an orange box and labeled 'eL番号' (eL number). The bottom left of the slip features a QR code labeled 'eL-QRコード' (eL-QR code).

10月以降、順次利用可能となる地方税以外の地方公金(一部抜粋)

- | | |
|------------------|----------------|
| ・ 道水路占用料 | ・ 後期高齢者医療保険保険料 |
| ・ 放課後児童クラブ帽子代 | ・ 介護保険料 |
| ・ リフレッシュ・一時保育利用料 | ・ 保育認定使用料 |
| ・ こども誰でも通園制度利用料 | など |

注意事項

- ・ eL-QRコードが掲載される納付書は、10月以降、順次拡大する予定です。
10月以降も、これまでどおりeL-QRコードが掲載されない納付書が発行される場合があります。
 - ・ 納付書にeL-QRコードが掲載されている場合は、「eLお支払いサイト」から納付することができます。
なお、これまでどおり、金融機関窓口または市役所窓口での納付も可能です。
eL-QRコードでの支払いと二重払いとにならないようご注意ください。
 - ・ 「eLお支払いサイト」から納付する場合、領収書は発行されません。
領収書が必要な人は、金融機関窓口または市役所窓口にて納付ください。
 - ・ eL-QRコードでのスマホ決済アプリでの納付上限額は、各決済会社で異なりますのでご注意ください。
 - ・ クレジットカードによる納付は決済手数料が発生します。手数料は利用者の負担となります。
- ※QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。